

平成 29 年度第 2 回希少野生動植物種保存基本方針検討会 議事録

日時：平成 29 年 12 月 27 日（水）14:00～16:30

会場：中央合同庁舎 5 号館 環境省 第 2・3 会議室

（環境省 佐藤）それでは、定刻となりましたので、第 2 回希少野生動植物種保存基本方針検討会を開催いたします。

皆様におかれましては、遠いところより本日の検討会にご出席いただきありがとうございます。司会進行を務めさせていただきます環境省の佐藤と申します。

なお、プレスの方々には事前にお知らせしている通り、カメラ撮りは冒頭のみとさせていただくことを重ねてお願いいたします。

まず開会に先立ちまして、環境省自然環境局 亀澤局長よりご挨拶申し上げます。

（環境省 亀澤局長）本日は、年末のお忙しい中、第 2 回検討会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。本日は、前回、11 月の検討会でご議論いただきました内容を踏まえまして、基本方針の変更の案を準備しております。事務局からその内容をご説明させていただいた後、ご議論をいただければと考えております。この基本方針、長らく変更してきませんでしたが、種の保存法の改正の対応に加えて、保全戦略の内容を反映するというところで、大きな見直しになると考えております。今回の変更によって、希少種の保全が、より円滑に、かつ、より効果的に進んでいくようにしていきたいと考えておりますので、変更案について、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。本日も、限られた時間ではございますが、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

（環境省 佐藤）ありがとうございました。本検討委員会につきましては、8 名の検討委員の皆様方にご出席頂いています。私の方からご紹介させていただきます。【検討委員の所属と氏名読み上げ】他の出席者につきましては出席者名簿をご参照願います。

続いて、お手許にお配りした資料については、議事次第の下段に一覧をつけております。もし資料に不備がございましたら、事務局にお申し付けください。なお、本年 6 月に公布いたしました種の保存法の改正法について、ご参考として新旧対象条文を委員の先生方の机上に配布しておりますので適宜ご参照ください。

それでは検討委員会に入りたいと考えております。この後の議事進行については、座長である石井（実）委員をお願いいたします。

（石井座長）はい、みなさんこんにちは。局長からもありましたけれども、本当に年末のお忙しい中、今日を入れて（残すところ）あと 5 日という所ですが、お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回、11 月 15 日に続いて今回でこの検討会は終わりということですので、十分なご審議をお願いいたします。それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。議題は「希少野生動植物種保存基本方針の変更案について」の 1 本だけですので、まずは、検討スケジュールと、基本方針の変更概要を説明していただきたいと思います。そ

れから、続けて資料4の変更案も全部まとめて説明をお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひいたします。

(環境省 松尾) 資料の説明

(石井座長) はい、お疲れさまでした。それでは、順次ご意見を伺いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、「第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想」について、ご意見をお願ひします。先ほど、補佐から説明があったように、黒いところは現行の基本方針、修正あるいは追加をしたところというのが赤い字・アンダーラインとなっているとなっています。また、最後ですので、修正は具体的にこう直して欲しいという修正案もいただければ、なお良いと思います。

(石井信委員) 意見ですが、3 ページの 25 行から 27 行のところ、種を圧迫している主な要因ということで、この後に書いてあるのですが、2 行目の「外来種の持ち込み等による」が「生息地等の消滅又は生息・生育環境の悪化」に掛かるように読める。現行の基本方針もそう書いてあるのかもしれないですが、そうではなくて、例えば過度の捕獲採取というのは、生息地等の消滅とか、生息地の悪化とは別の要因であると考えられています。それから、2 行目の外来種の持ち込み、つまり、外来種影響というのも、別の要因として、普通は挙げられます。なので、主な要因として、過度の捕獲採取というのが一つ、それから、外来種持ち込み、外来種影響というのがもう一つと、それぞれ別々の現象です。それから、「生息地等の消滅又は生育環境の悪化」というのが、一つの要因と考えられているのですが、普通は、ハビタットの消失や劣化というのが別の要因としてよく挙げられています。ですので、並列的に主な要因がこれとこれがある、というのが分かるように、書いた方がいいかなという提案です。ちょっと、具体的な文章はすぐに出てきませんが。

(石井座長) 趣旨としては具体的でよく分かります。はい、ありがとうございます。

(磯崎委員) 今の発言に重なるところがありますが、種や個体に着目した原因、それと、場所に着目した原因、という形で分けた方がいいという点では同じです。そこでなんですが、汚染による悪影響というのを、書かなくてもいいのかなと思います。一番ありうるのは、おそらく水質だと思うのですが、保護区域、指定区域以外、あるいは、絶滅のおそれのある種が、生息している区域以外の上流部分からの汚染で、特に水生生物の場合は、その影響を受けるということが考えられる。そうすると、その場所が汚染される場合、それから、その汚染源が外にある場合、という、そういった観点が入ってもいいのではないかなと思います。

それから、もう一点ですが、26 行目の里地里山のところで、不足しているのが利用だけになっているのですが、管理不足、例えば、とりあえずは、何か利用はしているけれども、十分な管理がされていない、という管理不足の面も大きいのではないかと、思います。利用自体と、それから管理と両方入ってもいいのかなと思います。

(森委員) 質問と感想コメントということになりますけれども、3 ページ 29 行目に、種の生態的特性というような、こうした文言が書かれています。この所に、遺伝的というような文言は必要ないのかどうか。生態的特性という所もありますが、やはり遺伝的特性という所を加えておくべきではないかと、1 点お願ひしたい。これについては、まず生態的特性

という中に、読み込みの中に含まれているということであれば、また、話は別であります、その点の一つ確認したい。それから、4 ページ、これも、読み方ということになるのかもしれないですけれども、レッドリストの在り方で、なにかレッドリストを作成するということ、なにかメインのように感じられます。例えば、21 行目、レッドリストを基本とした生物学的知見というのは、若干違和感があつて、レッドリストだけでいいのかという気がします。レッドリストの中に、生息地や個体数の主観的変遷に関する情報をしっかり含まれているという理解でよろしいかどうかということです。もし、そうであれば、レッドリストを基本とするということでもいいのかなと思います。あるいは、6 行目の上の方に、レッドリスト作成という所に、今提案したような、「生息地あるいは個体数の主観的変遷の情報が」ということが、説明として書かれていれば、その辺の誤解がないというように思いました。

それと、これも質問になりますが、5 ページの 1 行目、絶滅危惧種が集中する地域に生息云々という文言がこの後にも何か所か出てきますが、この「絶滅危惧種が集中する地域」というのは、複数種が集中しているという意味なのか、単一種がある地域に集中的に生きているのかという所が、ちょっと把握しにくいので、これを正確にされた方がいいのではないかと思います。

それと、6 ページの 19 行目に、野生復帰という言葉があります。野生復帰には大まかにいうと、補強、再導入、保全的導入というような考え方があります。補強というのは、かつて居たところに、減少しているということで補足するということ、再導入については、もともといたところに、該当種がいなくなったために導入するということが、一般的に野生復帰の中身になりますので、この辺の考え方は、少し整理いただいて、少し説明的にされた方がいいのではないかと思います。つまり、野生復帰というと、いきおい、放流したらいいというように捉えかねないので、検討項目をより詳細に、ここは書き込むべきではないのかと思います。つまり、こうした野生復帰というのは、非常に慎重に考えなければならない所がありますので、そうした、目的に応じた形で、検討項目を明確にしておくという部分が必要なのではないのかなと思います。特に、例えば鯉が、いろんなところで放流されておりますが、本来の鯉というのはほとんどいないという状況です。そのあたりの鯉の考え方にも触れる部分があるかと思ひます。この野生復帰については、少し詳細に記載していただければと思います。以上です。

(石井座長) 事務局から回答をお願いします。

(環境省 松尾) 3 ページ目の種の圧迫要因に関する部分に関しましては、表現を整理した方がよいというご指摘だったかと思います。どういう修正にすればよいのかという所は、即答できないので、そこは検討させていただきたいと思ひます。磯崎委員からは、水質汚染というものが例示として明確に入るのではないかとのご指摘でした。これは、私の考え方もかもしれないのですが、今までも、種を圧迫する要因のいろんな代表例というのが、保全戦略を作った時の点検の中で、かなり分析をされておりました、その中で圧迫要因としてどれが大きいのかというようなところも分析されておりました。水質汚染がどこまで上位に来ていたのかというと、確か、そんなに上位に来てはいなかったということで、今回、例示とし

では挙げていなかったのですが、ここは、もちろん、入れた方が良いということであれば、例示的に入れているのではないかと考えております。こういった表現が良いのかというのは、検討させていただきたいと思います。

それから、里地里山の利用不足、管理不足の両方を書いたらどうかというご指摘でした。ここも、考え方としては、利用不足の中に、管理不足というものも入っているというように考えているつもりではおりましたけれども、そこも、明示した方が良いということであれば、明示させていただこうと思います。

それから、森先生から、生態的特性という言葉の中に、遺伝的特性ということが入っているのか、入っていないのであれば、明示的にした方が良いというご指摘でした。考え方としては、遺伝的な特性、遺伝的な多様性という言葉は、種の多様性の中では、考慮するということになっておりますので、生態的特性といったときには、当然、遺伝的な特性の部分についても、含まれているのかと考えておりました。はっきり明示をした方が良いということであれば、した方がよいのかと思います。それから、4ページ目のレッドリストを基本とした種の存続の困難さの評価を、レッドリストを基本とした生物学的知見に基づきという所で、レッドリストだけという所では当然なくて、「レッドリストを基本とした」という言い方をしておりますので、レッドリストといったときには、レッドデータブックのような付随するような情報というものも、この表現の中では想定した言い方をしています。前回も、この部分については似たような議論も出ておまして、レッドリストということでもいいのではないかということになりましたので、ここはこのままでもよろしいかと考えております。

それから、5ページ目の絶滅危惧種が集中する地域という表現、ここは基本的に複数の絶滅危惧種が集中する地域という想定をしておりました。そこも、分かりにくいので、明確化した方がいいということでしたら、冒頭に「複数の絶滅危惧種が」というように「複数の」を入れた形にするということでもよろしいでしょうか。

それと、6ページ目の野生復帰といってもいろんな考え方があるというご指摘でした。そこは確かに、補強とか再導入とか、野生復帰といってもいろんな考え方があるというという、ご指摘の通りですので、そこはもう少し慎重に考えた方がいいというニュアンスが伝わるように、書きたいと思います。修正の文言はすぐに出ないで、検討させていただきたいと思います。

(磯崎委員) 6ページの8行目、前回の私の指摘ですけれども、遺伝子かく乱だけでは、現象が狭くなってしまうのではないかと思います。というのは、外来種あるいは組み換え生物によって、遺伝子かく乱あるいは交雑というのが念頭に置かれていると思います。外来種の場合も、それから組み換え植物の場合も、交雑によって絶滅危惧種に影響を与えるだけではなくて、競合して生息場所を奪ってしまうことによる、絶滅危惧種への悪影響というのがあったと思います。そうすると、遺伝子かく乱だけだと、交雑の話のみで現象が狭くなってしまうので、生息地そのものを奪われてしまうということと、遺伝子かく乱の両方が入った方が、ここは分かりやすいのではないかと思います。このことは、後ろの方(第八ー1ーウ)も同じです。

それと、12行目、カの所ですが、「保護地以外の対策が」というところで、「行動圏が広がったり、里地里山に生息する種については」という限定が入ってしまっています。先ほどの汚染の話も似ているのですが、行動圏が広くなくて、ここだけにしかないけど、外で行われることの悪影響を受ける場合、保護区以外で行われる経済的な開発行為であったり、先ほどの汚染であったり、それらの悪影響を受けるという場合も考えられます。この行動圏が広い種や里地里山に見られる種、という限定をするとちょっと定義が狭すぎる気がします。

(環境省 松尾) 1点目の遺伝子のかく乱等によるという書き方だけでは、交雑の話しか入らない、ということですが、修正案をどういった文言にするか、すぐに案が浮かばないのですが、「競合などによる」などの文言があった方がいいということでしょうか。

(磯崎委員) ちょっと、どういった言葉になるのかわからないのですが、生物学的な、専門の言い方があると思います。要するに、競合して、生育・生息地を奪ってしまうことですね。

(石井座長) 今日、即興で決めてしまうと、良くないと思います。預からせていただいて修正案を事務局の方で検討して、それを委員の方にはメール等で返して、最終的には私も確認させていただきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(金子委員) 3ページの11行目、「生態系、生物群集、個体群、種等」となっていて、種より前に個体群が来ているのは何か特別な意図があるか。それから、5ページの11行目、都道府県境をまたいでということなんですけれども、これが意図するところは、都道府県が個別にやるのではなくて、国として、何か対応するという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(環境省 松尾) 最初のご質問については現行の基本方針ではこのような記載順になっておりますが、なぜこの記載順だったのかは把握できておりません。学問的に、種のあとに個体群という記載順とすべきということでしたら、そのように修正したいと思います。

2点目の、国として何かするのかといった点は、まさに、全国的に取り組むには、ということで、例示として挙げている部分なので、単一の都道府県だけでは対応が難しいところは、国としてもやっていくという例示として挙げています。

(松井委員) さっきの、汚染、水質の問題とか、こういったことを見てくると、要するに人間が入っていった時の話ですね。人間の生活域の拡大という話だけでは現象がよく分かんなくて、この「人間の生活域の拡大」というのは、他の部分にも結び付くのですが、要するに、人間が住むところが広がっただけではなく、観光で山の中に行くとか、そういった活動で、その結果、水質が変わってくるということもあるのですが、水質以外にも、いろんな人間が影響を及ぼすことがあると思います。そこも、考慮してください。それと、もうひとつ、森委員から出てきました、レッドリストという言葉です。これは、やっぱり、はっきりして欲しい。レッドリストというのは、あくまでもリスト、目録ですよ。目録の中には、細かいことは入らないはずですから、環境省はこれから、レッドリストにレッドデータのな色合いを入れるんだということを、ここで宣言することなんでしょうか。その辺も、もうすこし検討してください。

(石井座長) そこは、即答できるかどうか。ちょっと、宿題ですね。

(環境省 番匠室長) レッドリストはもちろん、リストです。当然、その背景には、いろんな情報があって、リスト化されているということで認識しています。レッドリストで評価をしているものを基本として、という表現にさせていただいておまして、レッドリストの情報を基本として、さらに他の知見も加えて評価するということを考えておりますので、そういった形で読んでいただければありがたいと思っております。

それから、森先生からご指摘のあった3ページ目の29行目のところですが、「生態的特性および遺伝的特性」ということで「遺伝的特性」を入れたらどうかというご提案ですが、生態的特性という意味合いと若干重なっている部分もあるのではないかと思いますので、そのあたり、具体的なお意見をいただくと、修正に役立つと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(石井座長) 3ページの29行目のところについて、このままでよいか、あるいは遺伝的特性と書き込むかどうか、委員の皆様から、コメント、アイデアがあれば、お願いします。

(松井委員) すべての事は遺伝に基づいている、ということも言えるのではないのでしょうか。また、後に続く文章が「生息又は生育に適した条件を整備し」となっているので、遺伝的特性が表面には出てこない一文だと思います。このため、私は特に遺伝を入れる必要はないと思います。

(石井座長) 森委員、どうでしょうか。すべての生物がやっていること、例えば生態的特性の中には、背景には遺伝的特性、背景があるということなので、あえて入れる必要がないのではないかと松井委員からのコメントですが。

(森委員) 「などの」という風になっていたり、あるいは「生物学的知見」というような言い回しになっているので、ここではいいのではないかと風には思っています。ただ、すべからく遺伝的背景というように、すべからく生態的背景ということも言えるので、その辺は、どのあたりに力点を置くかという所で、私自身は、あった方がいいように思うと言う位の意見です。

(石井座長) それでは、参考にして、考えましょう。それでは、つづいて、「第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」「第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項」に進みたいと思います。いかがでしょうか。

(委員からの意見なし)

(石井座長) 特にないでしょうか。またあとで戻りますが、「第四 希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項」「第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項」「第六 保護増殖事業に関する基本的な事項」について、ご意見ありましたら伺いたいと思います。

(金子委員) 10ページ目、18行目から21行目、個体の登録について書いてありますが、基準等を作るということでいいのでしょうか。というのは、どこかの国で法律を作れば、特に原産国ですが、法律を犯す人は、ほぼ確実に出ます。その場合に、密猟・密輸ということで

あれば、情報がどの程度であるかにもよりますが、そういうものの情報が上がってくれば、登録を認めないということになるのでしょうか。

(石井信委員) 私も、ちょっと気にはなつたのですが、問題が生じている情報がないという風に断定しているので、一件でもあれば、これは個体識別措置が必要だという風に、厳密には読める。本当のことを言えば、そういう違法なことが原産国の種の保存に支障をきたしているということがないと、趣旨に添わない。これは、例外規定として、個体登録はしなくてもいいということになります。具体的にはアロワナなんか該当すると思います。密猟とか密輸というのは、いまのところは聞いたことがないですけれども、原産国でそういったことがあると登録しないといけないという風に読めてしまうと思いました。ここにそう書いてあると、ここに書いてあるからそうしないといけないという風になってしまうので、表現をもう少し考えた方がいいかなと思いました。

(環境省 松尾) この辺りは、法改正の前段の審議会の議論を踏まえて、こういう文章になるのかなと思っていたところですが、ご指摘を踏まえて、もうちょっと表現を検討させていただきたいと思います。金子先生のご意見の「基準を何か作るのか」というお話でしたが、基本的にはこう言った考え方をもとに、明確な基準を作るというよりは、ここで示した考え方をもとに、まず、マイクロチップなり、個体識別が可能なものについては、考え方に基いて対応していくものかなと思っています。

(石井信委員)、「密猟などの問題」と書いてあるのですが、密輸等が生じていると、今さっき私が言ったみたいな話になるのですが、「密輸等の問題」ではなくて、「密輸等による問題」とか、あるいは「種の保存上の問題」とかですね。そういう風には書けば、誤解は生じないかなと思います。

(石井座長) 少し、この辺は、検討しましょうか。他は、いかがですか。

(委員からの意見なし)

(石井座長) それでは、「第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項」「第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項」で、何かご意見があったらお願いします。

(小菅委員) 15 ページの 24 行目のウですけれど、2 段目に「展示の方針」と書いてあります。おそらくここは、動物福祉についてはきちんとした規定がないので、そういう文言は使えないということで、こういう文言が加わったということなのではないでしょうか。動物福祉という文言が使えないのであれば、方針ではなくて「展示の姿勢」という文言だったら、かなり意図が読み取れるのではないかと、と思いますが、いかがでしょうか。これは、相談です。

それと、次のページの (16 ページ目の)「多様な主体の参画」についてですが、第七の所で認定動植物園の事が書かれているので、動物園、植物園にこういう役割や機能があるよということも書かれている。しかし、私は動物園出身なので動物園の事で考えると、日本動物園水族館協会に所属していても、認定を受けるものは年間どれくらいの数になるのかわからないが、そこから外れてしまった動物園、というのが、ここには含まれない、ということになってしまうのではないかと。少なくとも、日本動物園水族館協会に所属している団体につ

いては、協会自体が、域外保全だとか、多様性の意義の周知だとか、という部分について基本的な目的として挙げているが、「多様な主体」の所に、動物園という文言がない。確かに地方公共団体と入っていれば、協会に所属している日本の動植物園の約80%は自治体立なので、地方公共団体という言葉でもいいんじゃないかということかもしれないが、一般の人々にとって、動物園というのが、公立であるという意識はほとんどない。一般の方が、市役所が動物園をやっていると聞くと、びっくりします。ということは、普通の人々がこれを読んだときに、ここに動物園が入っていないということは、ますます動物園の役割を意識しなくあんなってしまうような、気がします。特に、国民の理解の促進だとか、意識の高揚だとかいう部分については、動物園の役割というのが非常に大きいと私は考えていますので、ぜひ、ここに、動物園という文言を、入れていただければと思います。

(金子委員) 植物園もそうですね。

(石井座長) 植物園も入れることになるのかもしれないですね。

(磯崎委員) 16ページの6行目ですが、調査のその他の情報を蓄積して、「関係主体に」ではなく「関係主体の間」で共有するのではないかと思います。それからウについては、先ほど出てきた意見と同様です。

(環境省 松尾) まずは、小菅先生の「展示の方針」というところで、ちょっと誤解を与えてしまうような表現になってしまったかと思います。ここで表現したかったのは、どちらかということ、生物多様性に関する発信、普及啓発といったニュアンスで、こういった文言を使っておりました。ですので、福祉の代わりにこう言う表現を使ったわけではありません。展示ということ、動物展示ということで受け止められたものかと思いますので、普及啓発のような言葉も含めて趣旨が分かるような言葉に変えたいと思います。ですので、ご提案の「展示の姿勢」という言い方となると、ちょっと趣旨と違うことになるかなと思います。ここでは、福祉という内容をはっきり出すということは、ここではちょっと表現としては困難かなと思います。希少種の取り扱いに関する体制や施設など全体的な認定基準の中で、取り扱っていきたいと考えております。

もう一点、多様な主体の参画と連携の文脈の中で、動物園、植物園、おっしゃったとおり、自治体立の物が多いということで、そこでも表現しうるものとして意図しているところもあったのですが、より分かりやすく、動物園、植物園等を法律では動植物園等という言い方をしておりますので、それははっきりと、多様な主体という位置づけの中に、明示をしていきたいと思います。ありがとうございます。

それから、磯崎委員のおっしゃった、「関係主体に」ではなく「関係主体の間」ではないかということですが、まさにご指摘の通りで今、気づいたところですので、修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(石井座長) はい、ちょっと福祉関係を入れるということが、ちょっと難しそうということでした。あくまで種の保存法に関する基本方針ということなので、何か工夫できるといいんですが。他に何か、いかがでしょうか。

(森委員) 16ページ目の、用語についてです。3行目の「以下の点に留意する」となってい

ます。他の表現もそうですが、アからウまでのところで「ことが重要であること。」となっています。ちょっと、日本語として、私は違和感があるのですが、要するに、意味することは、「共有すること」、「重要であること」を「留意する」ということですか。「把握すること」に「留意する」のでいいのではないかと思います。重要であることは、ある意味、自明でもあるので、「留意する」のは「重要であること」に留意するのではなくて、共有や把握をすることが重要であるというように書かれていると思うので、ちょっと、なにかくどさを感じる。行政表現としてこういうものだということであれば、はい、わかりましたということになります。これは、好みの問題ですが。それと、他の所でも、そういう表現になっているので、違和感があったという所です。それと、先ほどちょっとご説明いただいたんですけども、同じくイのところの、「我が国全体として把握する」というのは、これは本当に、我が国全体としてやることを考えているのですか。もっとあいまいに、「広域的に」というような表現であったほうが、現状にそぐうような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

もう一点、また日本語で大変恐縮です。17 ページ目の 2 行目、ご説明の時には、言われてはいたのですが、表現としては、「安易な人工繁殖の」、このたぶん「安易な」というのは、「野外への安易な放逐」とした方が、意味としてはすんなり行くと、思いました。これは、日本語の位置の問題です。これは、これでいいのかというところを、ご確認いただければと思います。

(環境省 松尾) 一点目の「留意する」といった上で「重要である」とするのは、確かにくどい感じもあるのかなと思いました。ここはそうすると、どう修正すればよろしいでしょうか、例えばアのところでは「共有すべきこと」というような、ことでいいでしょうか。

(森委員) 行政文書としての書き方だということであればそれでいいのですが。

(環境省 松尾) そこはちょっと、表現の仕方だと思うので、検討したいと思います。それから、イの「我が国全体として」は、保全戦略の中でもそのような趣旨で書いてあった部分を、エッセンスとして取り入れているので、基本的にはこの考え方にしたいと考えております。もうちょっと抑えた方がいいということでしたら、検討したいと思いますが。基本的には、保全戦略の内容を反映させるという方針でいいのかなと考えています。

(森委員) 私のためだけに修正をする必要はないので、説明していただきたいのですが、具体的にどういうことがあるのか。「我が国全体として把握する」というのは、事例として、想定されるものがあるのか。

(環境省 松尾) ここで言っている背景としては、全国でいろんな主体が沢山の事を報告しているんですけども、要するに、それが統一的にとりまとまっていない、統一的に把握されていない、という問題が前提にあり、それを踏まえて保全戦略ではこういった文言が入ってきたという風に認識しております。ですので、「我が国全体として」情報を一元化する、という趣旨であります。

(森委員) それでは、このままで (構いません)。

(石井座長) もうひとつ、「安易な」を後ろにという細かい用語の問題なのですが。

(環境省 松尾) はい、ここも、ご指摘のとおり修正をいたします。

(石井座長) はい、最後まで行きつきましたが、もう一回、何か補足として付け加えたいところがありましたら、お願いしたいと思います。

(松井委員) 「以下の点に留意する」というのは、以下の「点」ですから、「こと」と付くのは当然だと思う。そうすると、前の方に、なんとかの「種」というように名詞で切れているところが沢山ありますよね。気になるところは、句点、丸がついていないところがある。それは、統一が取れていないのだが、何かそういうやり方があるのか。

(石井座長) その辺は、全体を見渡して(見直す)ということで、よろしいでしょうか。他はどうでしょうか。

(委員からの意見なし)

(石井座長) 予定では4時半までであるので、かなり早く終わってしまったところなので、この際ですから、傍聴の方にも少し振って、意見だけは聞かせていただきたいと思います。反映するかは、また別ですけども。それでは、挙手していただいて、お名前とご所属とご意見を、簡潔にお願いします。

【傍聴者】 質問があるのですが、資料4の17行目、18行目あたりで、「募集する提案の内容」で「以下の事項が全て明確に示された提案について検討対象として受け付けるものとする」として、ア、イ、ウ、エ、オまでありますが、全てを明確に提案するという条件が、かなり厳しいと考えています。この点のハードルが下がることがあるのかどうか。もしくは、例えば、全国に分布していて、急速に減少している種について、一方で北海道の人が北海道あたりの情報を提案していて、全く別件で、九州あたりで同じ種で提案していたとする。まったく別件での、それぞれが欠けている提案であるけれども、それらが合わさったときに環境省の方で審議してくれるのかどうか、を確認したいです。

もう一点、確認なのですが、15ページ目で、認定の動植物園に関することで、例えば9行目に、「種の保存に資するものとして一定の基準に適合した」、あとは18行目の「種の保存のため適切に取り扱われること」、21行目にも「種の保存のため」と書いてあります。この種の保存とは、おそらく、3ページ目の認識に基づいていると私は解釈しているのですが、それで正しいのでしょうか。というのは、15ページ目だけを見ると、野生復帰を目指しているのかどうか、それとも、動植物園で大量に買い込んで、とりあえずそれを保存できたと考えるということも含まれるのかどうか、ということを心配しています。例えば、淡水魚とか、昆虫類は、大量に増やす、でっかい個体を作る、大養殖(場)を用いて繁殖できるというのが、割とたやすくできる種が多いのですが、もしかしたらそういう風にやっている動植物園もあったりするのかもしれないのですが、野生復帰のしにくい、脆弱な個体を増やしているけど、そうした繁殖技術の優れた動植物園が、この改正によって、認められて、脆弱な個体群の保全ばかりが出来上がっていくのかという所が、心配だったので、15ページにおける「種の保存に資する」というところ、「種の保存のための適切」というのを、野生復帰を目的とはしているんだろうけれども、ここのページでもう一度、野生復帰目的とか文言を加えた方がいいのではないかと考えました。すみません、以上です。

【傍聴者】 15ページで言っている希少野生動植物種というのは、当然、種の保存法で、指

定される希少野生動植物種であるという風に思うのですが、実際は、地方版のレッドリストで、その地方では希少種だから域内保全をやっているという動物園、水族館があるんですね。でも、残念ながら、たぶん、法律で指定されている、希少野生動植物種となるとそれが、(認定対象から)落ちてきてしまう訳です。そういう動物園、水族館の活動を救ってもらえる、認めてもらえるような制度設計はできないものかなという希望です。

【傍聴者】一つは確認ですけれども、15 ページの 12 行目ですが、「認定を受けた動植物園による当該種の個体の移動」というのは、「動物園間」での移動という解釈ということによるのかという所。それから、松井先生からもあったのですが、レッドリストの活用という所で、レッドリストが中心となって活用されるということが書かれておりますので、ここに、レッドリストの充実、中身としては、例えば、IUCN のレッドリストだと、CR などの後に、減少要因等について記号などで表されているような簡単なリストが出ますので、そういうのも検討していただければ、盛り込んでいただければと思います。

【傍聴者】単純な、質問です。8 ページ目の「4 特定第二種国内希少野生動植物種」のエです。そこに書いてあることが、少しわかりにくかったので、質問します。「附属書 I に掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種」ということですが、我が国が留保している種は、特定第二種国内希少野生動植物種になるのでしょうか。ヒアリングの時に坂元さんが聞いてくれたのですが、今まで留保された種について、一般的な議論というのが一切されていないので、それとも、今後、ここのところから、一般的な議論の道が開けたという風に考えていいのでしょうか。

【傍聴者】6 点あります。3 ページ目の 12 行目の「多様性を確保」というところですが、これはやはり「生物多様性」とすべきではないかと思います。それから、4 ページ目の 5 行目ですが、「絶滅危惧種に係る基礎的な資料」ということですが、レッドリストは単なる基礎的資料という風に読み取れるので、アセスなんかでも考慮されているので、単なる基礎的資料ではないのではないかと考えています。それから、6 行目のレッドリストへの記載ですが、国や自治体のレッドリストと、条例の指定種との関係性を明記すべきではないかと思います。それから、16 ページ目の 27 行目に、NGO、NPO と書いてありますけれども、公益法人というのをきちんと加えるべきではないかと思います。公益法人制度改革に基づいて、公益法人がきちんとできていますので。それから、17 ページの 16 行目、国際協力の推進ですが、トヨタが支出している IUCN のレッドリストの改定など、いろんなこともやっておりますので、きちんと、日本からも協力をしているということなので、IUCN のレッドリストとの関係性についても、きちんと明記すべきではないかと思います。それから、項目の追加ですが、「我が国の絶滅のおそれのある野生動物の保全に関する点検会議」というのが、2012 年に行われました。これは、すごくいい点検会議だと思いますけれども、こういった、5 年とか 10 年毎に、きちんと点検会議をするという記述を、きちんと加えた方がいいのではないかと思います。以上、6 点でした。

(石井座長) はい、ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。意見の取扱い

が難しいところもありますが、どうでしょうか。

(環境省 松尾) ちょっと、正直、質問が多すぎて、途中から追い切れておりませんでした。よろしければ、別途、お話をさせていただく方が正確に対応ができるかと思います。

(石井座長) はい、ご意見としては賜ったということですね。質問もいくつかあったのですが、よろしいでしょうか。それでは、委員の方に戻ります。

(磯崎委員) 言葉遣いの事ですけれども、3年位前だと思うのですが、審議会の会長からも言われたことです。語尾が、「ものとする」とか「こととする」という言い方、いわゆる行政用語の言い方は辞めようということがありました。黒い字のところ(現行の基本方針の記載)にも、一部、「ものとする」が残っています。黒い字、赤い字の所で、「ものとする」「こととする」が入っている所と入っていないところがあります。私も、個人的には「ものとする」ではなくて「検討する」「考える」「考慮する」という言い方でいいのではないかと思います。黒い部分も含めて、語尾を統一できればと思います。

(石井座長) それで、よろしいでしょうか。

(環境省 松尾) はい。そうさせていただきます。

(石井座長) 予想外に早く終わったところですが、他にご意見がなければ、こんな風にさせていただければと思います。委員の方も、もう一回熟読して思い当たることもあるかもしれませんし、年末年始の宿題になって恐縮ですが、次のアクションをするのが1月18日の中央環境審議会野生生物小委員会です。そこへ、ご意見をいただいたものに加えて修正をしたものを出すということになっています。たぶん、事務局側の取りまとめの方もあると思うので、例えば、1月5日辺りまでに、本当に正月明けで恐縮ですが、事務局の方、松尾補佐でよろしいでしょうか、メールなどでいただければと思います。それから、今日出た意見を加味して、修正案を作ることにしましょう。その次の週あたりに、各委員に修正の案を送るということにしましょうか。最終的に、野生生物小委員会に出すものは、私、座長が一回見させていただきます。局長、どうですか。

(環境省 亀沢局長) はい。

(石井座長) それでは、それでよろしかったら、そのように措置したいと思います。では、特によろしいでしょうか。議事の2、その他をお願いします。

(金子委員) レッドリストの話が出たので、ちょっとお話ししたいと思いますけれども、1週間ばかり前に、IUCN から5人ばかり、東京へやって来て、IUCN の方のレッドリストと、それから国内の方のレッドリストのシナジーについて、いろいろ議論しました。その中で、日本を出しているレッドデータブックを、英語に直して、どこかWEB や何かに載せられないかという話が出ました。予算との兼ね合いなどもあると思いますが、前向きをお願いします。

(石井座長) ご意見として、伺いたいと思います。事務局へお返しいたします。

(環境省 佐藤) 石井座長、ありがとうございます。また委員のみなさま、長時間にわたり熱心なご議論をありがとうございます。

最後に環境省自然環境局希少種保全推進室の番匠室長よりご挨拶申し上げます。

(環境省 番匠室長) 本日は、お忙しい中、ご出席いただき、熱心にご議論いただき、皆様

ありがとうございました。本日も、いろいろなご意見をいただきました。そういったものを、なるべく、反映できるように検討させていただいて、今後、中央環境審議会での審議に向かいたいと考えております。また、今日は傍聴の方からもご意見をいただきました。先生方からのご意見、傍聴の方からのご意見について、私共の方でも、いま聞いただけでは完全に趣旨まで把握できていないものもありますので、確認させていただきながら、場合によっては、この後、意見を言われた傍聴の方は、この後時間があれば、残っていただいて趣旨を教えてくださいたいと思います。そんなところで、皆さんのご意見の良い所を、どんどん取り込んでやっていきたいと、考えております。この検討会は2回で終了となりますけれども、基本方針が成立するまで、順次検討していきますので、今後も、基本方針がどうなっていくのかを、見守っていただければと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(石井座長) はい、ありがとうございました。お疲れさまでした。